

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人によると、請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、Aに所在していたB会社（以下「会社」という。）において、通算約〇年〇か月の間就労しており、その期間粉じん作業に従事したことが原因となってじん肺を発症したとして、労働局長にじん肺管理区分の決定の申請をした。同局長は、請求人の主張に基づき、平成〇年〇月〇日付けで請求人を「じん肺管理区分管理2、PR1、F（+）、療養要」と決定した。請求人は、同年〇月〇日を症状確認日とされ、C診療所において「じん肺症、続発性気管支炎」（以下「本件疾病」という。）の傷病名で療養を開始している。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社若しくは会社を退職する約〇年前に会社から転籍となったD会社において粉じん作業等に従事したことにより、本件疾病を発症したものであり、本件疾病は業務上の事由によるものであると主張している。

(2) ところで、じん肺に関しては、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第5号は、「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号。「以下「じん肺法」という。）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令6号。以下「じん肺則」という。）第1条各号に掲げる疾病」を業務上疾病として規定し、これらの疾病が、労災保険法による保険給付の対象疾病となるが、「粉じん作業」とは、じん肺則第2条において、同規則別表に掲げる作業のいずれかであるとされている。

(3) そこで本件について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、労働局長によりじん肺管理区分「管理2、PR1、F(+)、療養要」と決定されていることから、請求人のじん肺の状況について、当審査会において肺のエックス線写真及びCT写真を読影したところ、真に管理2に相当するじん肺の所見があるか否かについては、更に検討を要すると判断し、E大学F医師に意見の提出を依頼したところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け「請求人に係わる意見書」を提出し、以下のとおり述べている。

① 今回、依頼人より請求のあった請求人の胸部CT画像所見、胸部X線

写真、その他の資料に関し、検討したので報告する。

② 胸部画像所見において、明らかな粒状影をふくむ異常は認められず、画像上、じん肺の所見はないと考える。

③ 従ってじん肺管理区分の1に該当すると思われる。

イ 以上のとおり、F医師は、請求人の肺の状態について、じん肺管理区分1に該当すると述べており、当審査会としても、同鑑定意見は妥当であり、少なくとも請求人に「管理2、PR1」に相当するじん肺の所見は認められないものと判断する。

ウ さらに、請求人が従事していたとする作業についてみると、請求人は、当初、会社において製造されたタイヤを研磨する作業及び製造されたタイヤを修繕する作業並びに原料のゴムと炭素を主成分とするカーボンブラック等の補強材を混合する作業の応援に従事し、これが原因となってじん肺にり患したと述べていたものの、本件公開審理時にはこれを撤回し、退職する約〇年前に会社から転籍となったD会社での作業が原因となったものである旨を主張した。そこで、当審査会では、請求人が粉じんにはばく露したと主張するD会社における業務について、粉じんを扱う業務であり、また粉じんにはばく露する可能性が高かったことを証明し得る何らかの資料ないしは同僚労働者等の申述書の提出を求めるも、提出期限とした平成〇年〇月〇日までには、当審査会の要請に沿う資料等の提出は行われなかった。会社での作業については、決定書に記載のとおり、上司及び同僚労働者のいずれもが、請求人について、粉じんを扱う作業に従事していたとの事実を否定しており、また、請求人自身もこれを撤回したという事情を鑑みると、請求人が粉じん作業に従事することはなかったものと判断せざるを得ない。

エ 以上のとおり、請求人には、じん肺管理区分「管理2、PR1」に相当するじん肺の所見は認められず、また、粉じんにはばく露する作業に相当期間従事したとの記録・証言等もないことから、業務によるじん肺症又はじん肺管理区分が管理2若しくは管理3と決定された者に発症したじん肺と合併した疾病にり患していたとは判断できないものである。

オ なお、請求人は、〇歳頃から約〇年にわたり1日約〇本の煙草を吸っており、会社を退職する〇年ほど前に会社工場内にある診療所の医師から「肺が黒くなっているから煙草を控えた方がいい。」と言われ、喫煙をやめたと述

べている。

(4) 請求人は、既に労働局長よりじん肺管理区分「管理2、PR1、F(+)、療養要」との決定を受けているものであるが、本来じん肺管理区分の決定に際しては、一定の医学的所見と粉じん作業への相当期間の従事歴が要件とされているところ、上記のとおり、請求人の粉じん作業への従事歴が確認されず、当該決定はその内容において重大な瑕疵があるものであり、また、じん肺法の定めるじん肺管理区分の決定は、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないものであるので、当該決定の根拠となったじん肺健康診断結果証明書の内容にも疑義が認められることを踏まえると、当該決定を前提として請求の可否を判断することは適当でないものと判断する。

3 以上のとおり、本件疾病は業務上の事由により発症したものとは判断できないものであり、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。